

平成30年商法短答試験の分析

～論文知識だけでどれくらい得点できたか～



平成29年予備試験合格 齊藤翔平

商法の短答試験の問題は難しい。法務省の資料を見ると、平成30年度の試験では、憲法の平均点が16.8点であるのに対し、商法が12.8点でした。受験生が商法の得点に伸び悩んでいることがわかります。受験生も勉強していてコスパが良くないと感じていると思います。

では、みなさんはどのような対策をしているのでしょうか。短答対策でよく言われるアドバイスは、「過去問を完璧にしましょう！」だと思しますので、過去問を完璧にするという勉強をしている人が多いのではないのでしょうか。しかし、商法の過去問は、難しい問題が多く含まれていることから、完璧にするのはかなり難しいと思います。また、難しい問題は、覚えるのに苦勞するにも関わらず、出題可能性も低いので、非常にコスパが悪いです。

そこで、平成30年の問題を題材に論文対策で習得する知識でどれくらい得点できるかを明らかにし、私が考えた商法をコスパ良く得点するための対策をお伝えします。

なお、論文の知識が定着しているかを確認するためにも、平成30年の問題を解いてからこの先の資料を読むとよいかと思います。

詳細は後述の資料に記載しますが、平成30年の問題を分析すると、以下の表のようになります。

	テーマ	論文知識で得点可能	短答対策をして得点すべき	現場で考えて得点可能
第16問	設立		●	
第17問	株主の権利	●		
第18問	新株予約権	●		
第19問	株主総会	●		
第20問	取締役会			▲
第21問	監査役及び監査役会	●		
第22問	役員等の損害賠償請求	●		
第23問	持分会社			
第24問	剰余金の配当			
第25問	債権者異議手続	2択までは絞れる▲		
第26問	株主代表訴訟			▲
第27問	商号の続用	●		
第28問	商人および商行為		●	
第29問	小切手			
第30問	約束手形			

①論文の知識を完璧にしていれば12点得点でき、②現場で考えることができたなら16点得点でき、③毎年必ず出題されている設立と商法を勉強していれば20点得点でき、④運よく第25問と手形から1問正解できれば、24点得点できたこととなります。このように分析してみると、論文の知識だけでもかなり得点できることがわかります。

最大の目標は論文試験を突破することであり，短答試験はあくまで通過点です。短答の細かい知識を丸暗記するのに必死になっていることによって論文の力が向上しないのでは非常にもったいないです。短答試験は全体で合格点を取るという意識が重要ですから，より得点しやすい科目に力を注ぐことが効率的だと思います。そういった意味で商法は最低限の対策をして自分の得意な科目で高得点を目指す方針がよいと考えます。

私が考えた最低限の対策は，次のページのステップ2までだと思いますので，是非参考にしてみてください！

【対策】

- ステップ1 会社法論文で使う知識を完璧にする。 +10点～16点
- ステップ2 商法と設立¹の範囲について得点できるように対策する。 +6点
- ステップ3 短答試験で出そうな分野を狙い撃ちして勉強する。²
- 手形小切手法を勉強する。

→ステップ2までできれば、16点から22点までは確実に得点できるようになります！

【おすすめ教材】

- ステップ1 お持ちの論文教材、リーガルクエスト会社法とその攻略本 (BEXA)³。
- ステップ2 該当部分の短答過去問、リーガルクエスト会社法の設立部分、リーガルマインド商法

¹ 過去問を見ていただければわかるが、毎年出題されている！必ず最初の問題を得点できるという安心感も得られる！

² 直近3年で出題されたテーマを確認して出題予想しながら勉強するとよい！

³ 一問一答方式にしてありますので、必ずしも短答過去問を解く必要はない。

民事系第 16 問 正解 3

ア ×

株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない（会社 26 条 1 項）。そして、発起人が 2 人以上ある場合において発起人総代を定めたとしても、発起人全員が署名又は押印をしなければならない。よって、本記述は、誤りである。

イ ×

株式会社の成立により発起人が受ける報酬は、定款に記載がなければ効力が生じない（会社 28 条 柱書・同条 3 号）。よって、定款に記載がなくても成立後の株式会社が負担するとしている本記述は、誤りである。

ウ ○

発起人（株式会社の成立後にあつては、当該株式会社）は、定款を発起人が定めた場所（株式会社の成立後にあつては、その本店及び支店）に備え置かなければならない（会社 31 条 1 項）。よって、本記述は、正しい。

エ ×

発起人が、成立後の株式会社の資本金の額に関する事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない（会社 32 条 1 項 3 号）。よって、過半数の同意を得れば足りるとしている本記述は、誤りである。

オ ×

設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない（会社 102 条 6 項）。よって、議決権を行使した後でも取り消すことができるとしている本記述は、誤りである。

※設立は、毎年必ず出題されています。
細かいところまで対策をしておく
と、必ず 2 点ゲットできるので対策
をしておくべき分野だと思います。

民事系第 17 問 正解 5

ア ○

基準日（会社 124 条 1 項）において名義書換が未了の場合，対抗要件を備えていないため（会社 130 条），原則として権利行使できない。しかし，判例（最判昭 30.10.20）によれば，会社の側から自己の危険において株主として取り扱うことは許されるとされている。よって，本記述は，正しい。

イ ○

持株要件を満たす株主は，会社の業務および財産の状況を調査させるために検査役の選任を申し立てることができる（会社 358 条 1 項）。そして，判例（最大判 18.9.28【百選 59】）によれば，株主が検査役選任の申請をした後に会社が新株を発行したことによって持株要件を充足しなかった場合において，会社が当該株主の申請を妨害する目的で新株を発行した等の特段の事情のない限り，当該株主は申立人の適格を欠くとされている。よって，本記述は，正しい。

ウ ×

会計帳簿の閲覧請求をする株主は，請求の理由を明らかにしてしなければならない（会社 433 条 1 項柱書後段）とされているから，前段は正しい。しかし，判例（最判平 16.7.1【百選 77】）によれば，当該事実の立証をするための調査において当該事実の存在の立証を求めるのは背理であるから，理由を基礎付ける事実の客観的立証は不要とされているので，後段は，誤りである。よって，本記述は，誤りである。

エ ○

「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み，又はこれに従事するものであるとき」には，会計帳簿閲覧請求権を拒絶できる（433 条 2 項 3 号）。そして，判例（最判平成 21.1.15【百選 78】）によれば，競争関係が存する以上，得られた情報が競争に利用される危険性は常に存在するといえるから，競争に利用する主観的意図は必要ないとされている。よって，本記述は，正しい。

オ ×

原告株主が死亡した場合，相続によって包括承継が生じるから，相続人は原告の地位を承継する（民訴 124 条 1 項）。よって，訴訟が当然に終了するとしている本記述は，誤りである。

論文知識で得点可

★論文知識
(Q66)

この Q は基本
書攻略本で記
載されている
番号です！

★論文知識
(Q257)

★論文知識
(Q261)

★民訴の知識

民事系第 18 問 正解 4

論文知識で得点可

ア ×

まず、職務執行の対価として新株予約権を発行する場合は、報酬に関する手続きとして、株主総会の普通決議が必要である（会社 361 条 1 項・309 条 1 項）。そして、同時に、新株予約権の発行に関する手続きとして、取締役会設置会社の場合、取締役会決議が必要であり（会社 240 条 1 項・238 条 2 項）、有利発行の場合は、株主総会の特別決議が必要である（会社 238 条 3 項各号）。よって、特に有利な条件でないにも関わらず、特別決議が必要としている本記述は、誤りである。

イ ×

株式会社が発行する新株予約権の内容として、当該会社が合併によりにより消滅する場合に、合併後存続する株式会社の新株予約権を交付する旨とその条件を定めることが認められている（会社 236 条 1 項 8 号イ）。よって、本記述は、誤りである。

ウ ○

譲渡制限株式の譲渡等承認請求を株式会社が拒絶した場合には、対象株式を株式会社あるいは指定買取人が買い取らなければならないが（会社 140 条 1 項・4 項）、譲渡制限新株予約権については、このような制度がない。よって、本記述は、誤りである。

エ ○

新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合は、新株予約権の発行をやめることを請求できる（会社 247 条 2 号）。よって、本記述は、正しい。

オ ×

新株予約権の併合や分割についての会社法上の規定は存在しない。よって、本記述は、誤りである。

正しいものの組み合わせ 1. ~~アイ~~ 2. ~~アエ~~ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

★論文知識
(Q337)

★論文知識
(Q390)

民事系第 19 問 正解 3・4

論文知識で得点可

ア ×

株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（会社 300 条）とされており、公開会社か非公開会社かで区別はされていない。よって、本記述は、誤りである。

★論文知識
(Q86)

イ ×

提出しようとする議案の要領を株主に通知するよう請求するためには、定款に特段の定めがない限り株主総会の日の 8 週間前までに請求する必要があるが（会社 305 条 1 項本文）、株主総会当日において、議案を提出する場合に、予め通知することは要求されていない（304 条 1 項本文）。よって、本記述は、誤りである。

★論文知識
(Q95)

ウ ○

手続に何らかの違反があった場合に取り消される決議は、その手続違反と密接に関連するものでなければならない（株主提案に関する裁判例として東京高判平成 23 年 9 月 27 日参照）。よって、本記述は、正しい。

エ ○

判例（最判昭 45. 4. 2【百選 38】）によれば、取締役等役員選任決議取消の訴えの係属中にその決議に基づき選任された役員全員が任期満了により退任し、その後の株主総会決議によって新役員が選任された場合、特段の事情がない限り、訴えの利益が消滅する。よって、本記述は、正しい。

オ ×

取締役会決議の場合、特別利害関係人は、そもそも議決権を行使できない（会社 369 条 2 項）が、株主総会の決議において利害関係人が議決権を行使した場合、取消事由となる（会社 831 条 1 項 3 号）。よって、無効事由となるとしている本記述は、誤りである。

★論文知識
(Q120, 156)

民事系第 20 問 正解 5

現場で考えて得点
可能な問題

ア ×

株主総会決議によっても代表取締役を定めることができるようになると、取締役会の監視監督機能と同等の機能を株主が有することになるから、取締役会が有する監視監督機能に資する結果とはならない。よって、本記述は、誤りである。

イ ×

取締役全員を代表取締役に選定したからといって、取締役相互の監視監督を促すことにはならない。よって、本記述は、誤りである。

ウ ○

取締役会が代表取締役を解職することができることによって、取締役どうしの業務執行に対する監視監督機能が強化される。よって、本記述は、正しい。

エ ×

会社法 366 条 1 項は、各取締役に招集権を認めているが、但し書で招集する取締役を定めることもできる。そして、取締役会を招集する取締役を定めると、各取締役が招集権を有するわけではなくなるため、監視監督機能を促すことが期待できなくなる。よって、本記述は、誤りである。

オ ○

会社法 363 条 2 項は、3 カ月に 1 回以上開催しなければならないとしているが、少なくとも 3 カ月に 1 回は取締役会が開催されるため、監視監督が促されるといえる。よって、本記述は、正しい。

民事系第 21 問 正解 3

論文知識で得点可

1 ○

正当な理由が問題となるのは、解任された役員が会社に対して損害賠償請求する場合である（会社 339 条 2 項）。これに対し、役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる（会社 339 条 1 項）ため、監査役は、正当な理由がなくとも解任できる。よって、本記述は、正しい。

2 ○

監査役は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、その会計監査人を解任することができる（会社 340 条 1 項 1 号）。そして、解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない（会社 340 条 2 項）。よって、本記述は、正しい。

3 ×

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。しかし、監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べた場合は、取締役会決議があったものとはみなされない（370 条括弧書き）。よって、誤りである。

4 ○

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない（会社 382 条）。そして、公開会社は、取締役会設置会社であるので（会社 327 条 1 項 1 号）、取締役会に報告しなければならないのである。よって、本記述は、正しい。

5 ○

会計限定監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（389 条 5 項）。よって、本記述は、正しい。

★論文知識
(Q139)

★論文知識
(Q155 周辺知識)

民事系第 22 問 正解 2

論文知識で得点可

ア ×

直接取引によって株式会社の損害が生じたときは、当該取締役は任務を怠ったと推定される（会社 423 条 3 項 1 号）が、損害の額は推定されない。よって、本記述は、誤りである。

なお、損害の額が推定されるのは、競業取引の場合である（423 条 2 項）。

イ ○

監査役設置会社においては、責任限定契約を社外取締役と締結することができる旨の定款の定めを設けることができる（会社 427 条 1 項）。そして、取締役がこの定款の定めを設ける議案を株主総会に提出するにあたっては、監査役が 2 人以上いる場合には各監査役の同意が必要になる（会社 427 条 3 項・425 条 3 項 1 号）。よって、本記述は、正しい。

ウ ×

「自己のために」直接取引をした取締役は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない（会社 428 条 1 項）。よって、「第三者のために」取引をした場合も 428 条 1 項の適用があるとしている本記述は、誤りである。

エ ○

監査役が監査報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をした場合は、当該監査役が注意を怠らなかったことを証明しない限り、429 条 1 項責任を負う（会社 429 条 2 項柱書・同条 3 号）。よって、本記述は、正しい。

オ ○

執行役も監査委員である取締役も「役員等」に当たるから（会社 423 条 1 項括弧書き）、会社法 429 条 1 項責任を負うところ、他の役員と連帯債務となる（会社 430 条）。よって、本記述は、正しい。

誤っているものの組み合わせ 1. アイ 2. **アウ** 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

★論文知識
(Q217)

★論文知識
(Q219)

民事系第 23 問 正解 1・5

1 ○

株式会社の設立の際には、定款を作成し、その全員が署名、又は記名押印した後に公証人の認証を受けなければ、効力が生じない（会社 26 条 1 項・30 条 1 項）。これに対し、合名会社の設立にあたっては、公証人の認証は要求されていない。よって、本記述は、正しい。

2 ×

株式会社の場合、「株主」及び「債権者」は、計算書類等の閲覧の請求をすることができる（会社 442 条 3 項）。これに対し、持分会社の場合は、「社員」のみが、営業時間内に計算書類の閲覧等の請求することができる（618 条 1 項）。よって、持分会社の債権者が請求できるとしている本記述は、誤りである。

3 ×

持分会社の社員は、当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合は、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う（会社 580 条 1 項）。よって、財産の状況にかかわらずとしている本記述は、誤りである。

4 ×

「合同会社」が新たに社員を加入させる場合において、新たに社員となろうとする者が同項の定款の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、合同会社の社員となる（会社 604 条 3 項）。しかし、通常、持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずるとされている（会社 604 条 2 項）。よって、合資会社である本記述は、定款変更時に効力が生じるため、本記述は、誤りである。

5 ○

「合同会社」が資本金の額を減少する場合には、当該合同会社の債権者は、当該合同会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる（会社法 627 条 1 項）。よって、本記述は、正しい。

民事系第 24 問 正解 2

1 ×

株主に対する配当財産の割り当てについての定めは、原則として、株主の有する株式の数に応じて配当財産を割り当てる内容でなければならない（会社 454 条 3 項）。よって、1000 株を超えない株主と 1000 株を超える株主とで割当金額を変えることはできないため、本記述は、誤りである。

2 ○

配当財産が金銭以外の財産である場合、株式会社は、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割り当てをしないことを、株主総会の特別決議によって定めることができる（会社 454 条 4 項柱書・同条 2 号・309 条 2 項 10 号）。よって、本記述は、正しい。

3 ×

配当財産の種類について当該株式会社の株式等とすることはできない（会社 454 条 1 項 1 号括弧書き）。よって、本記述は、誤りである。

4 ×

取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めることができる（会社 454 条 5 項）。よって、定款の定めがなければならぬため、本記述は、誤りである。

5 ×

会社法 465 条 1 項柱書は、剰余金の配当をした日の属する事業年度に係る計算書類の承認の日において、欠損が生じた場合の支払義務を定めている。もっとも、10 号イ～ハのいずれかにあたれば支払義務を負わない。本問では、定時株主総会の決議に基づいて剰余金配当がされているからイに該当する。よって、支払義務を負わないため、支払義務を負うとしている本記述は、誤りである。

民事系第 25 問 正解 1

ア ×

組織変更をする株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べるができる（会社 779 条 1 項）。よって、本記述は、誤りである。

イ ○

新設合併消滅会社の債権者は、消滅株式会社に対して異議を述べるができる（会社 810 条 1 項 1 号）。よって、本記述は、正しい。

ウ ×

異議を述べるができる期間は 1 カ月を下ることはできないが（会社 789 条 2 項柱書・同条 4 号）、期間の初日については、会社法上定められていない。よって、本記述は、誤りである。

エ ○

株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が「株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合」株式交換完全親株式会社の債権者は異議を述べることができる（会社 799 条 1 項 3 号）。よって、本記述は、対価が金銭のみであるため、異議を述べるができる場合に当たるため、正しい。

オ ○

資本金の額の減少について（会社 449 条）社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない（会社 740 条 1 項前段）。よって、本記述は、正しい。

誤っているものの組み合わせ 1. アウ 2. アオ ~~3. イウ~~ ~~4. イエ~~ 5. エオ

論文知識で 2 択ま
で絞れる

★イの論文知識
から考える

★論文知識
(Q359)

民事系第 26 問 正解 4現場で考えて得点
可能な問題

ア ×

持株要件は（会社 847 条 1 項本文・2 項），原告となる株主の範囲を限定しているにすぎず，なれ合い訴訟の弊害防止を目的とするものではない。よって，本記述は，誤りである。

イ ×

担保提供命令は（会社 847 条の 4 第 2 項）株主による濫訴を防ぐために定められているため，なれ合い訴訟の弊害防止を目的とするものではない。よって，本記述は，誤りである。

ウ ○

公開会社において，株主代表訴訟を提起した株主から訴訟告知を受けたときに，遅滞なく公告又は株主に通知しなければならないのは，会社がどのような対応をするのかを株主がチェックするためであるから，なれ合い訴訟の弊害防止を目的とするものである。よって，本記述は，正しい。

エ ×

責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において，当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し，必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは，当該株式会社等に対し，その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができるとされているが（会社 852 条 1 項），かかる規定は，株主代表訴訟の提起を容易にするために定められているため，なれ合い訴訟の弊害防止を目的とするものではない。よって，本記述は，誤りである。

オ ○

責任追及等の訴えが提起された場合において，原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社等の権利を害する目的をもって判決をさせたときは，株主は，責任追及等の訴えに係る確定した終局判決に対し，再審の訴えをもって，不服を申し立てることができるが（会社法 853 条 1 項 1 号），かかる規定は，なれ合い訴訟の弊害防止を目的とするものである。よって，本記述は，正しい。

民事系第 27 問 正解 5

ア ○

判例（最判平 16.2.20）によれば，商法 17 条 1 項の趣旨は，本記述の内容通りの外観保護説である。よって，本記述は，正しい。

イ ○

判例（最判昭 38.3.1）によれば，再建目的で設立した新会社が，旧会社から営業譲渡を受け，異なる種類が商号に記載され，かつ，「新」という文字が付加された場合，商号の続用には当たらない。よって，異なる種類が記載され「新」とう文字が付加されている本記述は商号の続用には当たらないので，正しい。

ウ ○

判例（最判昭 47.3.2）によれば，商法 17 条 1 項は，営業の現物出資を受けて設立された会社が，現物出資をした者の商号を続用する場合にも類推適用される。よって，本記述は，正しい。

エ ×

判例（最判昭 16.2.20）によれば，ゴルフ場の名称が事業主体をも表示するものとして用いられている場合，譲受人が，譲渡人の商号を続用していない場合であっても，商号続用責任の規定が類推適用される。よって，弁済する責任を負わないとしている本記述は，誤りである。

オ ×

判例（最判平成 20.6.10）によれば，新設分割会社がゴルフ場の事業主体をも表示するものとして用いていた名称を新設分割設立会社が引き続き使用しているときは，新設分割設立会社には，会社法 22 条 1 項が類推適用される。よって，弁済する責任を負わないとしている本記述は，誤りである。

★商法の論文対策として必ず勉強する範囲。勉強していれば得点可能。

民事系第 28 問 正解 1

商法の対策をして
いれば得点可能

1 ×

利益を得て譲渡する意思をもって動産を有償取得する行為は、絶対的商行為であるから（商 501 条 1 項）、商人が行う場合であるかどうかを問わず、商行為である。よって、商人が行う限りとしている本記述は、誤りである。

2 ○

支配人の代理権が、選任した商人の死亡によって消滅する旨の規定はない。よって、本記述は、正しい。

3 ○

商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなけばならず、商人が通知を発することを怠ったときは、その商人は、契約の申込みを承諾したものとみなされる（商 509 条 1 項・2 項）。よって、本記述は、正しい。

4 ○

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる（商 512 条）。よって、本記述は、正しい。

5 ○

問屋が取引所の相場がある物品の販売の委託を受けた場合には、自ら買主または売主となることができる（商 555 条 1 項本文）。よって、本記述は、正しい。

民事系第 29 問 正解 4

ア ○

小切手は引受けをすることができない（小切手 4 条）。よって、本記述は、正しい。

イ ×

小切手は、振出人の自己指図で振り出すことができる（小切手 6 条 1 項）。よって、本記述は、誤りである。

ウ ○

小切手は一覧払とし、これに反する記載は一切認めないと（小切手 28 条 1 項）。よって、一覧払とされるから、本記述は、正しい。

エ ○

一般線引小切手を特定線引小切手に変更することができる（小切手 37 条 4 項）。よって、本記述は、正しい。

オ ×

小切手の所持人が裏書人、振出人その他の債務者に対して行使する遡及権は、呈示期間経過後 6 カ月で時効消滅する（小切手 51 条 1 項）。よって、支払提示期間経過後 3 年をもって消滅時効するとしている本記述は、誤りである。

民事系第 30 問 正解 2

手形債務が、手形の作成及び署名という一方的行為によって発生すると解する立場は、創造説である。

ア ○

創造説によれば、署名によって署名者自身を権利者とする手形上の権利が成立し、その権利が手形の交付によって相手方に譲渡されるのである。よって、本記述は、正しい。

イ ×

創造説は、手形債務は一方的に発生すると解するのであるから、意思表示の相手方への到達を観念する必要はない。よって、本記述は、誤りである。

ウ ×

創造説からすれば、手形債務の発生に交付行為を必要としない。よって、本記述は、誤りである。

エ ×

創造説からすれば、手形債務の発生に相手方の承諾を必要としない。よって、本記述は、誤りである。

オ ○

創造説からすれば、交付行為を欠く場合であっても、手形債務はすでに発生していると考えため、第三取得者の保護は、善意取得（手形 16 条 1 項）の規定によることになる。よって、本記述は、正しい。

